

# 保育所利用のご案内

## 1) 利用申込の流れ

### 利用申込

教育・保育給付認定と保育所の利用申込は、同時に行っていただきます。

新年度の新規利用申込は、前年の12月に申し込みを受けます。

年度途中からの利用申込は、利用希望月の前月15日までの受付になります。

### 利用可否の決定

保育所の利用可否は、申込の順番で決定するものではありません。

締切日までに申込された方について、利用可否の決定をするにあたり、保育の必要性の度合いを点数化し、点数の高い児童から利用承認します。

希望保育所に受入れの余裕がない場合など、利用申込をされてもご希望に添えないことがあります。

各保育所の空き状況については、各保育所にお問い合わせください。

### 利用結果の通知

新年度の新規入所の場合は、2月に利用可否の通知を自宅あてに通知します。

年度途中の利用申込の場合、月の15日までに受付した分は、月末までに通知します。

第1希望に空きがなく、第2希望に空きがある場合は、事前に相談いたします。

### 利用開始日

毎月1日が利用開始日になります。

## 2 教育・保育給付認定について

### 教育・保育給付認定

法律により、児童の年齢と保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれ、この区分によって利用できる施設が異なります。

保育所等の利用を希望する方は、教育・保育給付認定を行った後に利用調整を行い、保育所等利用の可否を決定します。

### 認定区分と利用可能施設

1号・・・満3歳以上・教育標準時間認定

利用可能施設：幼稚園、認定こども園

2号・・・満3歳以上・保育認定

利用可能施設：保育所、認定こども園

3号・・・満3歳未満・保育認定

利用可能施設：保育所、認定こども園

小規模保育事業所、家庭的保育事業者

事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業

保育所等の利用をご希望の場合は、教育・保育給付認定を受ける必要があります。この認定を受けるためには、1号認定を除いて保育を必要とする事由が必要です。

#### **保育を必要とする事由**

教育・保育給付認定の申請にあたり、保護者が次の保育を必要とする事由により児童を家庭で保育できないことが必要です。

- 1 月48時間以上の就労をしている
- 2 病気や怪我のため、または精神や身体に障害がある
- 3 親族を介護や看護している
- 4 災害、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている
- 5 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている
- 6 就学をしている
- 7 出産の前後である（産前産後2ヶ月）
- 8 その他、保育を必要とする理由がある

### **3 必要書類について**

#### **必要書類**

利用申込の際には、以下の必要書類をご用意ください。

必要書類（指定様式）は、保育所で配布しています。また、町のホームページ内の「くらし・手続き 申請書ダウンロード」からも印刷することができます。

- 1 支給認定申請書兼保育所等利用申込書（指定様式）
- 2 就労等を確認できる書類 ※1を参照
- 3 家庭状況等調査書（指定様式）
- 4 家庭環境調査表（指定様式）
- 5 個人調査表（指定様式）
- 6 食物アレルギーと食事に関する調査表（指定様式）
- 7 該当者のみ必要となる書類 ※2を参照

※1 ①就労証明書（指定様式）（60歳未満の同居の家族（世帯分離を含む））

②自営業就労申立書（指定様式）

③求職活動申告書（指定様式）

④医師の診断書、身体手帳等の写し

⑤出産証明書、母子健康手帳の写し

⑥介護認定等がわかるもの

⑦災害・就学等の証明書

※2 ①乳児用給食に関する調査票（指定様式）（2歳未満児）

②アレルギー疾患生活管理指導表（指定様式）

③前住所地の住民税課税（非課税）証明書（転入者）

## 4 利用申込時の注意事項について

### 育児休業明けで児童の利用申込をする場合

利用申込の対象となる月は、育児休業（休暇）明けの復職予定日によって異なります。

- ・月の1日から15日の間に復職する場合は、前月の1日から利用申込ができます。
- ・月の16日から末日の間に復職する場合は、当月の1日から利用の対象になります。

### 食物アレルギーや宗教上口にできない食物がある児童の利用

本町の保育所では、原則、食物アレルギー対応（除去食）を行っておりますが、添加物、その他アレルギー物質が除去不可能な場合は、食材等の対応ができませんので、弁当持参をお願いすることになります。

利用申込の際は、食物アレルギーと食事に関する調査表や生活管理指導表に基づいて栄養士との面談をしていただくこととなります。

## 5 利用開始後の注意事項について

### 延長保育

延長保育は、就労時間の関係で、やむを得ず認定された保育量より長く児童をお預けになる場合にご利用いただけます。保育所の利用が決定してから各保育所で手続きしてください。

### 退所

町外へ転出する場合や保育を必要とする事由がなくなった場合など、わかり次第早急に各保育所で退所手続きを行ってください。

退所日が月の途中（1日以外）の場合は、月末まで児童をお預かりすることができます。

### 休所

出産等の里帰りなどで、長期のお休みになる場合は、休所の手続きを行ってください。

ただし、休所が2ヶ月以上に及ぶ場合は、退所扱いになります。

### 感染症

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。保育所入所児がよくかかる感染症については、かかりつけ医の診断に従い、症状が回復し集団生活に支障がない状態と判断された場合に、登園届（保護者が記入）、意見書（医師が記入）を提出され、登所してください。

## 6 町外にある保育所等への入所申込について

管外保育を利用する次の理由がある場合、神崎町を通じ、希望の保育所等のある市町村に入所申込の協議を行います。

市町村により、必要な書類や締切日が異なりますので、関係する市町村に事前に確認のうえ、お早めにご相談ください。

- ・勤務先がある
- ・転入予定の方
- ・その他希望する市町村の要件に該当する方

## 7 問合せ先

- ・神崎保育所 電話番号 0478-72-2058
- ・米沢保育所 電話番号 0478-72-2810